

一般社団法人 大学アライアンスやまなし 総会運営規則

制定 令和 2 年 1 月 20 日

改正 令和 2 年 10 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人 大学アライアンスやまなし(以下「本法人」という。)定款第13条に定める総会を開催する際に必要な手順や、円滑な運営について定める。

(総会)

第 2 条 総会とは、本法人が行う定時総会および臨時総会をいう。

(総会の開催)

第 3 条 定時総会は毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

2 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員は、代表に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の構成)

第 4 条 総会は、すべての会員をもって組織する。

(招集者)

第 5 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表が招集する。

2 代表は、第 3 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 6 週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

(招集通知)

第 6 条 総会を招集するときは、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、通知しなければならない。但し、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするを理事会で決議したときは、開催日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

2 代表は、前項の書面による通知の発出に代えて、社員の承諾を得て電磁的方法により通知を发出することができる。

(総会の議長)

第 7 条 総会の議長は、代表がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(定足数)

第 8 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開くことができない。

(総会の決議方法)

第 9 条 総会に付議された事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除いて、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

(代理)

第 10 条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第 11 条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(関係者の出席)

第 12 条 総会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(総会の陪席)

第 13 条 総会には、本法人の関係者及び議事に関係を有する者が陪席することができる。但し、議長が必要と判断した場合には、事務局を除き、非公式にすることができる。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び事務局長は、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第 15 条 総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の承認
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
- (4) 大学等連携推進評議員の選任及び解任
- (5) 役員の報酬等の基準
- (6) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (7) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

2 第 9 条の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 長期借入金
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(運営)

第 17 条 総会の運営は、事務局長を責任者として事務局が行う。

(細則)

第 18 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 19 条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

附則

この規則は、令和 2 年 1 月 20 日より施行する。

附則

この規則は、令和 2 年 10 月 12 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。